

阿賀野市告示第139号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、後期高齢者医療保険料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年6月29日

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 徴収事務の委託を受ける者
株式会社NTT ドコモ・フィナンシャルグループ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- 2 委託する事務の範囲
後期高齢者医療保険料の徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年6月4日
- 4 徴収事務を委託した日
令和8年7月1日
- 5 委託期間
令和8年7月1日から令和9年3月31日まで